

資産利活用推進会議設置要綱

(目的)

第1条 市が所有する土地及び建物の利活用並びに建物の整備について、公共施設マネジメントの観点から横断的かつ総合的な協議・調整を行うため、資産利活用推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、八王子市公共施設マネジメント基本方針に基づき、次に掲げる事項について協議・調整する。

- (1) 土地及び建物の利活用に関すること。
- (2) 一定規模以上の建物の整備に関すること。
- (3) その他公共施設マネジメントの推進について、必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、座長、副座長、その他の委員（以下「委員」という。）をもって組織する。

- 2 座長は契約資産部長、副座長は都市計画部長をもって充てる。
- 3 その他の委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

総合経営部長、総合経営部経営改革担当部長、市民活動推進部長、契約資産部建築管理担当部長併学校教育部学校施設整備担当部長、財政部長、生活安全部長、市民部長、福祉部長、健康医療部長、子ども家庭部長、資源循環部長、水循環部長、まちなみ整備部長、道路交通部長、学校教育部長、生涯学習スポーツ部長、生涯学習スポーツ部スポーツ担当部長

(座長及び副座長)

第4条 座長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

- 2 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議は、座長が招集し、議長となる。

- 2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 座長は、委員が欠席する場合、当該委員の代理として当該委員が指名した職員を出席させることができる。
- 4 推進会議の議事は出席委員の過半数で決し、同数の時は座長の決するところによる。
- 5 座長は、必要に応じて委員以外のものを推進会議に出席させることができる。

(付議案件)

第6条 推進会議に付すべき事案があるときは、所管部長はその要旨及び資料を添えて、契約資産部長に提出しなければならない。

(専門部会)

第7条 推進会議の所掌事項を専門的に検討するため専門部会を置くことができる。

- 2 推進会議は、検討させる内容に応じて専門部会の委員を決め、専門部会の代表者を指名する。
- 3 専門部会の運営は、第5条を準用する。この場合、同条中「推進会議」を「専門部会」、「座長」を「部会長」と読みかえる。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、契約資産部資産管理課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年6月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。